



平成30年1月24日

### 博多港クルーズ船に係る貸切バスの集中監査を実施 ～運賃・料金の適正收受に向けて～

貸切バスの安全運行の確保のためには、利用者から收受する運賃・料金の適正な安全コストが計上される必要があることから、平成26年4月1日に運賃・料金制度が変更されています。

九州運輸局では、これまで運賃・料金の適正な收受の指導等を行ってまいりましたが、博多港クルーズ船に係る貸切バスの運行において、運賃・料金の下限割れ運行が行われているとの情報があり、今般、その実態把握と合わせて、下限割れ運行事業者への監査及び処分を行いましたので、その結果をお知らせします。

#### 記

#### 1. 監査実施期間

平成29年9月～11月

#### 2. 監査対象事業者

平成29年7月12日及び19日に博多港においてクルーズ船対応を行ったことが確認された貸切バス事業者34社のうち、運賃・料金の下限割れの疑いがあった事業者9社に対し監査

(※) 運輸局の職員が両日に博多港を訪問し、運行を確認した事業者に対して、関係書類の提出を求め、書面調査にて確認

#### 3. 監査項目

運賃・料金の收受状況のほか、運行管理、運転者の健康管理、運転者に対する指導監督、車両の点検及び整備等

#### 4. 処分内容

次の9社（順不同）に対して、60日～260日車の車両停止処分

- ・(株) ひまわり観光
- ・(株) ひまわり観光
- ・(株) 倉成観光バス
- ・那珂川観光(株)
- ・(株) LET観光
- ・伊万里交通(株)
- ・第一観光バス(株)
- ・(株) 昴交通
- ・(有) YKG観光バス

なお、個別の事業者に対する処分内容、違反行為の概要等については、九州運輸局 HP の下記 URL に一覧を公表しています。

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/body.htm>

(九州運輸局 HP →各種情報の行政処分状況→個別の事業者に対する行政処分等)



### 5. その他

- ① 運賃・料金は適正に収受されていたものの、過大な手数料等により実質的な下限割れの恐れがある事案については、(公社)日本バス協会、(一社)全国旅行業協会、(一社)日本旅行業協会等で組織する貸切バスツアー適正取引推進委員会に通報しました。

また、今回、下限割れが確認された運賃契約に旅行業者が関与した疑いがあるものについては、関係資料を観光庁へ通知しました。

- ② 下限割れ運賃違反をはじめ法令違反については、引き続き(一社)九州貸切バス適正化センターによる巡回指導と連携して早期是正を図っていきます。

(※) (一社)九州貸切バス適正化センターの概要は別添資料参照

運輸と観光で九州の元気を創ります

【 お問合せ先 】

九州運輸局自動車交通部自動車監査官

担当：土屋、田中

電話 092-472-2529

FAX 092-472-3616



# 九州貸切バス適正化センターの概要

## 名称等

名称：(一社)九州貸切バス適正化センター  
 所在地：福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目10-17  
 代表者：代表理事 原 重則  
 職員数：3名

## 指定日等

定款認証日：H29.4.20      法人設立日：H29.4.28  
 指定日：H29.5.30  
 事業規程、事業計画等の認可日：H29.7.24  
 巡回指導の開始日：H29.8.23

## 事業規模

事業費           : 2,246万円  
 巡回指導件数   : 82件  
 負担金の額     : 52,500円/営業所

【管内の事業者】(H29.12.1時点)  
 事業者数       : 484者  
 営業所数       : 623所

### 運輸局・支局

悪質事業者等に対する監査を重点的に実施

- 適正化機関からの通報事業者
  - ・ 法令違反の疑い、改善の未実施 等
- 下記の事項に該当する事業者
  - ・ 死亡事故、社会的影響の大きい事故
  - ・ 悪質違反(酒気帯び、過労運転等)
  - ・ 公安委員会、労働局等からの通報
  - ・ 新規事業者
- 重大事故に結びつく違反により、継続的に監視すべき事業者
  - ・ 過労運転に係る違反
  - ・ 運転者の指導・監督の未実施
  - ・ 下限割れ運賃による運行
  - ・ 法令違反を繰り返す事業者 等

悪質事業者の  
通報

### 適正化機関

国の監査の補完等のため巡回指導を実施

- 貸切バス事業者に対する巡回指導の実施
  - ・ 九州管内の全営業所を対象に原則年に1回巡回指導を実施(ただし一定の要件を満たす安全優良事業者及び国が監査を実施する事業者については運輸局と調整)。
  - ・ 貸切バス事業者への巡回指導を行うことにより、国の監査機能を補完するとともに、自主的改善を促進。
  - ・ 適正化事業の実施に必要な経費に充てるため、貸切バス事業者から負担金を徴収。

改善状況の確認(監視対象事業者)

許可取消を含む行政処分等の実施

改善状況の継続的な確認  
(監視対象事業者を除く)